

食品衛生基準審議会食品規格・乳肉水産・伝達性海綿状脳症対策部会
伝達性海綿状脳症対策調査会 設置要綱

令和 7 年 3 月 12 日
食品規格・乳肉水産・
伝達性海綿状脳症対策部会決定

1. 目的

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）における伝達性海綿状脳症対策に関しては、法第 13 条第 1 項に基づく製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格並びに法第 18 条第 1 項の規定に基づく器具・容器包装又はこれらの原材料の規格及び器具・容器包装の製造方法の基準（以下「規格基準」という。）として、特定牛（食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）第 1 食品の部 B 食品一般の製造、加工及び調理基準の項 8 に規定する特定牛をいう。以下同じ。）の脊柱の除去等に係る規定を定めているところである。

世界的に牛海綿状脳症（BSE）リスクが減少している状況を踏まえて、平成 27 年に食品安全委員会に対し、当該規定に関する食品健康影響評価の依頼を行っているところである。

当該評価の結果が通知された後には、規格基準の見直しを検討するために専門的な調査審議を行う必要があることから、食品衛生基準審議会規程（令和 6 年 4 月 10 日食品衛生基準審議会決定（令和 7 年 1 月 30 日一部改正））第 9 条第 1 項に基づき、食品規格・乳肉水産・伝達性海綿状脳症対策部会の下に「伝達性海綿状脳症対策調査会」を設置する。

2. 審議事項

- （１）伝達性海綿状脳症に関する特定牛の脊柱の除去等に係る規格基準に関する事項
- （２）その他、食品規格・乳肉水産・伝達性海綿状脳症対策部会の部会長が本調査会での審議が必要と認める事項

3. 組織

- （１）本調査会の座長（以下「調査会長」とする。）は、調査会を構成する委員の互選により選出する。
- （２）審議に当たっては、議題の内容等に応じて、調査会長の判断により、本調査会に属さない委員又は臨時委員若しくは専門委員及び外部から招致する参考人に出席を求めることができる。
- （３）食品規格・乳肉水産・伝達性海綿状脳症対策部会の部会長は、本調査会における審議結果について、必要に応じて、食品規格・乳肉水産・伝達性海綿状脳症対策部会へ報告を求めることができることとする。

4. 事務局

本調査会の事務は、消費者庁食品衛生基準審査課が行う。

5. その他

この要綱に定めるもののほか、本調査会の運営に関して重要な事項は、調査会長が定めることができる。